

会社の設立の無効の訴え

提訴期間（会社 828 I ①）	会社の成立の日（会社 49）から 2 年以内
原告（会社 828 II ①）	株主等（株主、取締役、執行役、監査役、清算人）
被告（会社 834 ①）	設立する会社
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に 継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定（会社 839）	請求認容判決→会社の設立は将来に向かって効力を 失う＝清算手続へ（会社 475 ②）
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任